

# 「健康博覧会2026」青森県ブースの運営管理・展示装飾業務委託仕様書(案)

## 1 委託業務名

「健康博覧会2026」青森県ブースの運営管理・展示装飾業務

## 2 委託業務の目的

消費者の健康意識の高まりをビジネスチャンスと捉え、首都圏で開催される「健康博覧会2026」に青森県ブースを設けることで、本県の地域資源の優位性を活用した健康志向食品等のPRや販路拡大を支援することを目的とする。

## 3 展示会の概要

- (1) 名 称：健康博覧会2026
- (2) 会 期：令和8年2月25日(水)～27日(金)
- (3) 会 場：東京ビッグサイト
- (4) 主 催：インフォーママーケットツジャパン株式会社
- (5) 来場予定者数：約36,000名
- (6) 出 展 規 模：4小間(32.4㎡)
- (7) 出展事業者数：8社程度

※出展要項等の詳細は、同展示会のホームページ(<https://www.this.ne.jp/>)で確認してください。

## 4 業務の内容

### (1) 県が行う業務

- ア. 出展申込
- イ. 出展小間料金の支払い
- ウ. 出展事業者の選定

### (2) 受注者が行う業務

#### ア. 青森県ブースの企画・設営、施工及び撤去等

- ・ 全体として青森県らしさを印象づけ、集客が期待できる装飾デザインとし、出展事業者の商品を十分にPRでき、かつ回遊しやすい展示方法とすること。
- ・ レイアウトや装飾に係る企画・デザイン・制作、施工・設営、清掃、撤収撤去(毎日の清掃及び廃材・ごみ処理を含む)等を行うこと。
- ・ 壁面工事や電気工事(配線を含む)、防災カーペットの調達・敷設、サイン制作(看板ボード)、パンフレットラックや机・椅子等の備品の手配・設置、照明器具の調達・設置等を行うこと。
- ・ 出展事業者が展示品(パンフレット等を含む。)の陳列・PRを行うことができるよう、照明、展示用ひな段、表示パネル、コンセント等を備えた展示ブース(8箇所)

想定)を設営すること。なお、展示台の下などに荷物を置けるスペースを確保すること。

- ・各展示ブースには展示・接客できるスペースを十分確保し、各ブースの少なくとも左右どちらかから出展事業者がブース前に出るための通路を確保すること。
- ・出展事業者名が明確になるよう、統一デザインの社名サインを設置すること。
- ・各展示ブース内には各出展事業者の商品等をPRするための統一デザインの紹介パネルを製作し、目立つように設置すること。
- ・県ブース内に、出展事業者が共同で使用するバックヤードを設け、170L以上の冷凍冷蔵庫を設置するとともに、机、椅子等を備えた作業スペースを確保すること。

#### イ. 展示会主催者及び出展事業者等との連絡調整及び各種手続き・届出対応等

- ・展示会主催者や出展事業者等との連絡調整を行い、県ブース設営に際し必要な各種手続を行うこと。
- ・準備から搬入・出展・撤去までのスケジュール管理を行うこと。
- ・出展にあたり必要な資料の出展事業者への作成依頼と取りまとめ・主催者への提出等(各種届出等の提出を含む。)を行うこと。
- ・青森県ブースに係る関係者用の出展マニュアルの作成・共有を行うこと。
- ・平面図や立体図を作成すること。
- ・出展事業者に対し、展示内容のほか、展示ブース等に係るニーズ等を聞き取るとともに、必要な調整を行うこと。

#### ウ. 会期中のブース運営

会期中(搬入・搬出時を含む)は、展示会会場に責任者及びスタッフを常駐させ、県ブースへの来場者の誘導及び出展者のサポートを行うほか、運営に係る問合せ等があった場合、速やかに対応できる体制を取ること。

#### エ. アンケート調査の実施

(ア) 来場者及び出展事業者へのアンケート調査の実施

(イ) その他必要な業務

#### オ. その他

- ・ブース運営に関しては、展示会事務局(展示会主催者)の指示に従うこと。
- ・ブース運営に必要な電気代については本委託業務に含めること。

### 5 仕様書の内容の変更

県は、上記2の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

### 6 成果品及び納入場所等

#### (1) 成果品

- ・実績報告書(A4判)1部
- ・電子データ

(2) 納入場所

青森県経済産業部産業イノベーション推進課

(3) 摘要

- ・様式は任意とし、実施した業務内容、その他業務に関し実施した事項を記載するものとする。
- ・成果品については、県の判断で公開できるものとする。

7 留意事項

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、県と受注者とが協議の上、県の指示に従って業務を行うものとする。